

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（案）」
に対する意見の募集の結果について

平成16年1月22日
内閣府食品安全担当室

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（案）」について、平成15年12月12日から平成16年1月5日まで、国民の皆様からの意見の募集を行ったところ、8件の御意見をお寄せいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方は、別紙のとおりです。御意見をお寄せいただいた方々に厚く御礼を申し上げます。

（参考）

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」の策定までの経緯

- ・ 内閣総理大臣から食品安全委員会への意見の聴取
(平成15年10月15日)
- ・ 緊急時対応専門調査会における検討 (10月22日、11月11日)
- ・ 企画専門調査会における検討 (10月29日、11月13日)
- ・ リスクコミュニケーション専門調査会における検討 (11月4日)
- ・ 企画専門調査会における意見の取りまとめ (12月3日)
- ・ 食品安全委員会における検討、意見の取りまとめ (12月11日)
- ・ 食品安全委員会から内閣総理大臣への意見の提出 (12月11日)
寺田委員長から小野内閣府特命担当大臣に意見を手交
- ・ 国民からの意見募集 (平成15年12月12日～平成16年1月5日)
- ・ 閣議決定 (平成16年1月16日)
- ・ 公表 (1月22日)

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（案）」に対する御意見及びそれに対する考え方について

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
【全体】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的事項（案）の表記が食品安全基本法に基づいた表記（第11条、第12条等）ではなく別の数字（第1、第2等）を用いており、わかりにくい。 ・ 「リスク管理」、「リスク評価」、「リスクコミュニケーション」の3つの柱からなる食品安全の決定手法に関し、その手順、手続等のルールを明確にし、反復的説明会を実施すべき。 ・ 政府は、食品をめぐる安全を確保するための予防原則の適用をどのようにするのかについて研究・議論をスタートさせるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘を踏まえ、食品安全基本法の各条との対応関係が明らかとなるよう、基本的事項の各項目の標題に「（法第 条関係）」を追加しました。 1 「リスク管理」、「リスク評価」、「リスクコミュニケーション」の3つの柱からなるリスク分析手法は、食品安全基本法により我が国の食品安全行政に導入されたものです。これは、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行われるリスク評価の結果に基づき、リスク管理措置が講じられなければならない、このリスク評価とリスク管理については、関係者相互間で情報及び意見の交換が行われなければならないというものです。 2 その手順、手続等については、食品安全基本法及び基本的事項に盛り込まれていますが、今後さらに、リスク評価に関するガイドラインの作成等を進めてまいります。 3 また、リスク分析手法については、今後も、意見交換会等を通じて、その内容の説明を行っていきたく考えています。 ・ 国民の健康への悪影響の未然防止については、食品安全基本法第5条において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって遵守されるべき基本理念とされています。 また、同法第12条において、人の健康への悪影響の防止・抑制という観点から、国民の食生活の状況その他の事情を考慮して施策を策定することとされています。 さらに、同法においては、リスク管理機関は、「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」（第11条第1項第3号）には、食品健康影響評価の実施に先立って必要な措置を講ずるといった考え方が採用されています。

		<p>なお、食品の安全性に関する「予防原則」については、必ずしもその概念が明確になっていないところですが、現在、FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）の場で議論されており、我が国としても、その検討状況を注視してまいりたいと考えています。</p>
<p>【第1 食品健康影響評価の実施】</p>		
1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「生物学的、化学的若しくは物理的な要因」とは何か、例を挙げて、もう少し具体的に説明すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、別表を基本的事項の末尾に添付し、具体例を明示しました。
1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「添加物」とは、食品衛生法上の食品添加物を指すのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全基本法第8条第1項にあるとおり、食品衛生法第2条第2項に規定する「添加物」を指します（なお、食品衛生法においては「食品添加物」のことを「添加物」と定義しています）。
1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「当該食品が置かれる可能性」という言葉はわかりにくく、他の用語を使うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食中毒菌、添加物等の要因は「食品に含まれる」ものですが、温度、pH等の状態は「食品が置かれる」ものですので、このような表現を用いています。
1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 「自らの判断」、「定期的に」とあるが、曖昧であり一歩具体的にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全基本法第23条第1項第2号及び第24条により、食品安全委員会は、関係各大臣からの要請により、又は自ら食品健康影響評価を行うことを所掌事務としています。該当箇所は、この所掌事務を明確化したもので、自らの判断により食品健康影響評価を行う際の判断基準、対象の定期的な点検を行うべきことを定めています。 なお、「定期的に点検する」とあるのは、具体的な期間は食品安全委員会自身が判断すべき事柄であるという考え方に立って、このような表現となっています。
2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがない場合」の「いとま」というのは漠然としているので、このような場合は、「例外措置」とするのではなく、「緊急措置」対応とすればよいのではないか。 	<ol style="list-style-type: none"> 食品安全基本法第11条において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品健康影響評価が施策ごとに行われなければならないこととされていますが、他方、その例外として、三つの場合が定められています。 上記例外の一つとして、同条第1項第3号において、「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」が定められており、この場合、同条第2項において、食品健康影

2(3)

- ・ 今回の米国におけるBSEの発生に際して農林水産省が輸入をストップしたが、この例などが2(3)の場合に該当すると考えるが、「事後的に食品健康影響評価を要請」するとあるのは、具体的にはどのような事項を指すのか不明である。例えば、輸入ストップを解除する場合などが対象になるのか。

3(1)
イ

- ・ 「リスク管理上の対応」とはわかりにくい。対応の明確化は努力規定ではなく義務規定にすべき。

3(2)

- ・ 「個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない」となっているが、例えば、農薬のリスク評価に関する資料等、企業利益を損なうおそれがあるとして非公開とされる場合などについて、公開することによってどんな理由で利益を損なうのか、具体的に説明する必要がある。ガイドラインの作成等も考えられる。

響評価は、食品の安全性の確保に関する施策の策定後遅滞なく行えばよいこととされているため、基本的事項においては、「例外措置」という表現を用いています。

3 なお、この場合に講ずる施策は、まさしく「緊急措置」ということとなります。

- ・ 御指摘の「輸入ストップ」の措置については、食品安全基本法第24条第1項においては食品健康影響評価が義務付けられていませんが、基本的事項の第1の2(3)に該当する場合としては、例えば、食品衛生法第5条第1項により販売等が禁止される病肉に、新型の疾病に罹患した獣畜の肉を緊急に追加する措置等を講ずる場合が想定されます。

「事後的に食品健康影響評価を要請」するというのは、(3)に該当する場合には、緊急性から施策の策定前に食品健康影響評価の実施を待つ必要はないが、評価結果に基づく施策の策定という食品安全基本法の趣旨からすれば、事後に遅滞なく、食品健康影響評価が行われ、必要に応じ、その結果に基づく施策の見直しを行うことが必要であるという考え方を明らかにしたものです。

- ・ 該当箇所は、リスク管理機関が食品安全委員会に対して食品健康影響評価を要請するに当たっては、評価結果に基づき講じようとするリスク管理の具体的な内容を明確にすべきとの考え方を示したものであり、評価結果とリスク管理との対応関係が重要であるため、「リスク管理上の対応」という表現を用いています。

なお、評価結果が出されるまでは、講じようとするリスク管理の具体的な内容が必ずしも明確にならない場合も想定されるため、「対応の明確化に努める」こととしています。

- ・ 専門調査会の審議に用いる資料には、その資料を公開した場合、開発企業のノウハウが他社へ流出したり、第三者が国内外でデータを再利用又は模倣するおそれがあり、開発企業の経済的不利益又は第三者の不当な利益をもたらすおそれがあるものも含まれ得ると考えられます。

このため、食品安全委員会において、会議を非公開とする理由等についてのルールが決定されており、このルールに従い、個別に判断していくことが必要と考えています。

<p>3(2)</p> <p>4(1)・ (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品健康影響評価に関する専門調査会における結論について、国民からの意見募集の結果「出された意見及びそれへの対応を公表するよう努める」となっているが、公表しない場合もあり得ることが想像される。努力目標ではなく、義務規定とすべき。 「勧告」、「意見を述べる」は、形式的なものに見え、実効性、効果に乏しいのではないかと思える。その権限は強力にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、「よう努める」を削り、「出された意見及びそれへの対応を公表する」に修正しました。 <p>1 まず、「勧告」については、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して直接行うものであることから、極めて重い措置であると考えています。</p> <p>また、その内容については、ホームページ等を通じて公表するとともに、勧告に基づき講じられた施策については、食品安全委員会に報告されることとなっています。</p> <p>これらにより、その実効性は十分に確保されるものと考えています。</p> <p>2 さらに、「意見」の具申についても、食品安全委員会が関係行政機関の長に対して直接意見を述べるものであり、勧告と同様に極めて重い措置であることから、関係行政機関においても、委員会からの意見を重く受け止め、その趣旨を十分に踏まえた対応がなされるものと考えています。</p>
----------------------------------	---	---

【第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定】

<p>(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本が食品輸入大国であることを踏まえ、輸入に際しての水際対策を強化・充実させる施策を盛り込むべき。 「リスク管理機関の定期的な施策の見直し」に関する事項を明記すべき。 (1)の記述は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下とはいえ、国際貿易ルールとの整合性、措置の実行可能性や費用とのバランスの問題と言っているように思える。過去に、やろうと思えばできること、必要なこと、重要なことも、常に企業論理に基づく対実効性、対費用を理由に退けられた歴史がある。(1)では、こうした過去の経験を踏まえ、企業論理が優先されることなく、国民の健康の保護のために必要な施策が優先されることを明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見を踏まえ、国内に流通する食品及び輸入食品の適切な監視指導の実施に関する記述を追加しました。 リスク分析手法に基づいて策定・実施された施策については、当該施策に関する関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るとともに、必要に応じて施策の見直しを行ってまいります。 基本的事項の第2の(1)は、食品の安全性の確保に関する施策は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行われる食品健康影響評価の結果に基づいて、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮して行われるべきことを明らかにしています。
------------	---	--

(2)

- ・ いわゆるポジティブリスト制については、「日本で残留基準が設定されている農薬等だけが使用可能」と解釈するのが一般的だと思う。「一定量」とは何か、「原則」とは何か説明すべき。

(2)

- ・ 「いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになった」という記述があるが、これは「リスクアナリシス・リスクマネジメント・リスクコミュニケーション」の原則に沿わない内容ではないか。

1 農薬等が使用されて食品中に残留する場合にあらかじめ設定された基準により食品の安全性を確保する体制を整備するため、平成15年の食品衛生法等の改正により、食品中に残留する農薬等について、いわゆるポジティブリスト制を導入することとし、厚生労働省において、施行に向け、同年10月に暫定基準案(第1次案)を示し、現在、パブリック・コメント手続を実施しているところです。

したがって、基本的事項においてその詳細を記述することはできませんが、現時点での厚生労働省の考え方は次のとおりです。

2 すなわち、いわゆるポジティブリスト制とは、残留基準(暫定基準を含む。以下同じ。)が設定されている農薬等については、その基準値、それら以外のものについては、農薬等が「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量」(基本的事項の第2の(2)にいう「一定量」)を超えて残留する食品は販売等してはならないというものです。

また、暫定基準案に示されていますが、残留基準が設定されていない農薬等で、例えば、発がん性等の理由により許容一日摂取量(ADI)が設定できないようなものについては、「一定量」ではなく「不検出」とする規定を設けることとしています。

3 なお、「一定量」の具体的な値については、この制度を採用している欧米諸国における取扱い等を踏まえ、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会において審議を行い、国民の健康に悪影響が生じないように設定することとしています。

・ 御指摘の記述は、いわゆる健康食品の中には、濃縮してカプセル、錠剤等の形状にすることにより、大量かつ長期的な摂取が可能となった結果、健康被害の発生が懸念されるものもあることから、平成15年の法改正により創設された、食品衛生法第4条の2第2項の規定に基づくものです。

これについても、食品安全基本法により導入されたリスク分析手法が適用されます。

なお、「人の健康を損なうおそれがない旨の確証」がない健康食品がすべて販売を禁止されるわけではなく、食品安全委員会による食品健康影響評価、薬事・食品衛生審議会における審議、パブリック・コメント手続を経て、「食品衛生上の危害

<p>(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人の健康を損なうおそれがない旨の確証」というのは、何のことか。 	<p>の発生を防止するため必要がある」と認められたときに、その販売が禁止されることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人の健康を損なうおそれがない旨の確証」がないものについては、「食品衛生法第4条の2の規定による食品又は物の販売禁止処分の運用指針（ガイドライン）」（平成15年8月29日付け厚生労働省医薬食品局長通知）において、次のとおり示されています。 <p>すなわち、「人の健康を損なうおそれがない旨の確証」がないものとは、人の健康を損なうおそれがあるもののみでなく、いずれとも判断できない場合も含み、当該食品を原因とした健康被害の発生の疑いを払拭できないという趣旨をいいます。具体的には、食品に含まれる特定の成分について、研究機関における試験研究結果、諸外国からの情報提供、保健所等からの報告等を通じ健康上の懸念が強く指摘（示唆）された場合、「人の健康を損なうおそれがない旨の確証」がないものに該当することとなります。</p>
--------------	--	--

【第3 情報及び意見の交換の促進】

<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「コミュニケーション」の前提である「リスク」についてのイメージが不明確で一致せず、双方向の議論が成り立たない現状である。日本語を使っている国民に一般的にイメージしやすい言葉を使用していくのは、とても重要なことであると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「リスク」に代わる適切な日本語表現の御提案につきましては、これまでも各方面から問合せがありましたが、残念ながらこれに代わる一般的な表現が今のところ見当たらないのが現状であり、また、カタカナ語については、無理に日本語にせず、国際的に一般的に用いられている用語により、国民の理解に努めていくことが必要との有識者の意見もあるところです。 <p>このため、「リスク」の意味内容については、今後のリスクコミュニケーションの中で、国民の理解に努めていくとともに、これに代わる適当な表現が見付かれば、表現を見直すこととしたいと考えています。</p>
<p>1 (2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「意見を述べる機会の付与」とあるが、意見を述べる機会とその意見の反映は当然の権利として位置付けるべき。また、行政決定への異議申立て制度、公聴会制度の導入など、新たな制度も検討する必要がある旨を記述すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「意見を述べる機会の付与」は、食品安全基本法第13条に規定されており、基本的事項は、同法に基づく措置の実施に関するものです。 <p>したがって、御意見にあるような権利の位置付け等まで規定するのは、基本的事項の範囲を超えるものと考えます。</p>

1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理について国民からの意見募集を行う場合、なぜこれを行うのか、リスク評価の内容などについて、明らかにすることをリスクコミュニケーションのルールとして文書化すべき。 	<p>なお、「意見を述べる機会の付与」については、意見交換会の開催等を通じて実現し、国民との意思疎通をより一層進めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘の内容は、基本的事項の第3の1 (2)にある「施策に関する適切な情報の提供」に該当するものです。 消費者の方々とコミュニケーションを行い、食の安全について情報の共有を図っていくことが重要と認識しており、今後とも、関係行政機関が連携して、意見交換会の開催等を通じ、「リスク評価の内容」等について情報及び意見の交換を行ってまいります。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全委員会及び関係各省庁に、公益通報受付窓口を設置すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益通報者保護法案（仮称）については、国民生活審議会消費者政策部会における審議結果を踏まえ、平成15年12月に骨子（案）が作成されたところであり、国民からの意見募集を経て、今後、同法案が作成され、国会に提出される予定です。 公益通報受付窓口の設置については、同法の公布後、その内容を踏まえつつ、適切に対応したいと考えています。
2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理機関における審議会の委員の構成について、「消費者、生産者、流通業者、加工業者等のステークホルダー（幅広い関係者）の参画」を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に、審議会は、専門の事項に関して調査審議を行うものであるため、その委員は、学識経験のある者等から任命されることとなっています。御指摘のような関係者については、現在も学識経験のある者等として多くの方に審議会に参画していただいています。また、施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性・透明性を確保するため、審議会の議事内容をホームページ上で公開するなど適切に情報提供するほか、パブリック・コメント手続を行うことなどにより、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者との情報及び意見の交換が行われた上で、食品の安全性の確保に関する施策の策定が行われるよう努めてまいります。
2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会や意見論文の要請は好ましいことであるが、説明会をしないで意見論文を求めることは非効率である。例えば、食品に関するリスク管理の場合、膨大な科学的な専門資料に目を通さなければならない。 厚生労働省は、「食品中に残留する農薬等の暫定基準（第1次案）に対する意見募集について」として意見論文を求めて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年の食品衛生法等の改正により、食品中に残留する農薬等についていわゆるポジティブリスト制を導入することとし、厚生労働省において、施行に向け、同年10月に暫定基準案（第1次案）を示し、現在、国民からの意見を募集しているところです。この暫定基準の設定については、薬事・食品衛生審議会において同年6月から公開で議論を行うとともに、その議事録、資料

3	<p>いるが、647種類に及ぶ農薬の基準値に関する説明がない。 化学物質の場合は、専門家による時間をかけた事前説明会を実施することを国民に対する説明義務として基本的事項に記述すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理機関における意見交換会は、公募団体の導入など、積極的な方法は評価されるが、参加団体数、時間的な問題等もあり、十分な論議の場とはなり得ていない。縦割り行政を廃し、実効性の上がるリスクコミュニケーションの場が望まれる。そのためには、少人数での議論の場、生産者、流通業者、加工業者等の現場からの生の声が反映される議論の場の設定も必要。 	<p>も厚生労働省のホームページに掲載されています。また、今回の意見募集に当たっては、基準案だけでなく、その設定方法等に関する考え方も示しています。このように、幅広い方々の御理解が得られるよう努めてきたところです。御指摘の「事前説明会の開催」も一つの方策であると考えますが、時間と場所が限られるなどの問題もあることから、その開催を特記することは必ずしも適当ではないと考えます。今後とも、できるだけわかりやすく、必要な情報を提供できるよう、いろいろな方策を講じてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的事項の第3の3にあるように、他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討することとしており、その検討に当たって、頂いた御意見にも十分留意してまいりたいと考えています。
【第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等】		
2	<ul style="list-style-type: none"> 政府が都道府県、保健所、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図ることができる大前提として、食品関連事業者の行政庁に対する報告義務、消費者に対する公表義務の法制化を基本的事項の中に記載すべき。 行政機関相互の、又は行政機関と関係団体との連携については触れられているものの、緊急事態を引き起こす(ないしそのおそれのある)食品関連事業者からの情報収集の強化については触れていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品関連事業者の責務として、食品安全基本法第8条第2項において、「その事業活動を行うに当たっては、…正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない」、また、同条第3項において、「その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する」こととされているところですが、基本的事項は、同法に基づく措置の実施に関するものであり、御意見にあるような義務の法制化まで規定するのは基本的事項の範囲を超えるものと考えます。 緊急事態の発生に備えた平時からの情報収集先として食品関連事業者が重要であるのは御指摘のとおりであり、今後の課題と考えています。 なお、現在、政府において検討中の公益通報者保護制度が整備されれば、それを契機として、食品関連事業者の違法行為について、事業者内部の労働者から行政機関に対し通報がなされることも想定されます。

4	<ul style="list-style-type: none"> 雪印乳業の引き起こした集団食中毒事件において、事業者ないし行政庁の公表の遅れが社会問題化したことに照らせば、緊急時対応マニュアルの中で、各行政庁における危害情報等の「公表の指針」を明確に策定し、公表すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 危害情報の公表については、基本的事項の第4の1において、「消費者、食品関連事業者に対し、適切かつ迅速に情報を提供する」こととし、適切な公表が行われるよう定めているところです。貴重な御意見を参考にして、緊急時対応マニュアルの策定を進めてまいりたいと考えています。
【第5 関係行政機関の相互の密接な連携】		
	<ul style="list-style-type: none"> 連携、連携の強化を図るための具体策が見えてこない。食品安全委員会、リスク管理機関の連携強化に関して、リスク管理結果についての委員会の立場はどのようなものか。結果について委員会の承認が必要である旨等、委員会の権限を明白にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全委員会とリスク管理機関との間の、連携及び政策調整の具体的な手法について、取極めを締結し、公表することとしています。また、リスク管理結果については、食品安全基本法第23条第1項第4号において、食品安全委員会は、その実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとされています。
【第6 試験研究の体制の整備等】		
	<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の充実のためには、「試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成」の措置が必要であるが、国立大学等を中心に行われている独立行政法人化の中では、基礎研究が軽視されつつある。食品健康影響評価という研究分野は、極めて多岐にわたり、長年の基礎研究なしにはその成果をまとめることはできない。この分野に限らず、基礎研究の体制を崩すことにならないよう研究体制の充実を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のように、食品の安全性の確保に当たっては、基礎研究が重要であることと考えており、基本的事項においては、基礎研究から応用研究に至るすべての研究開発の中で、重点課題を明確にしつつ、その更なる推進・強化を図ることとしています。なお、安全性の高い農作物を生産するための有害物質の環境中の動態や作物への吸収機構の解明等の基礎研究にも重点を置き、食品の安全性の確保に関する研究開発を総合的に推進することとしています。
【第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等】		
4(2)	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集については、単に書類上だけではなく、日本への食品輸出国における食品の安全に関し、現地における実態調査等を実施すべき。 情報提供の公平・公正を図るため、特定団体に対する情報の特権化の全面的禁止を記述すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的事項の第7の1において、「国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集」を行うことを記述していますが、この具体的な取組として、食品衛生上の問題の発生時における輸出国への専門家の派遣や二国間協議等を通じて、輸出国における衛生対策を図ることとしています。 1 食品安全行政を推進していく上で、透明性の確保に努めることが重要と考えています。このため、例えば、食品安全委員会の会

<p>4(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パソコンを使いこなせなければ日本人にあらず、といわんばかりの態度は改め、国民・消費者にわかるような公表システムを検討すべき。 	<p>議は原則として公開で開催しており、この原則に従って、会議の開催、議事録や提出資料の公開という形で情報を公開しているところでは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 このほか、各地で、消費者、生産者等の幅広い関係者が公募により参加する意見交換会を開催するなど、国民全体を対象とした幅広い情報の提供に努めています。 3 他方、継続的に活動している消費者団体等に対し、適切に情報を提供することは必要と考えています。 <ol style="list-style-type: none"> 1 食に関する安全と安心の距離を縮めていく上で、消費者を始めとした幅広い国民の方々との意見交換を行い、食の安全について情報の共有を図っていくことは重要であると認識しており、積極的にこれに取り組んでいます。 2 インターネットの活用については、これにより、多くの人が、情報入手の制約条件であった時間と距離の問題を解決し、容易に情報を入手できるようになったということは十分御理解いただきたいと思います。 3 もちろん、こうしたホームページ上での情報提供のほか、各地で、消費者、生産者等の幅広い関係者が参加する意見交換会の開催 消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、問合せ、意見等に電話等で対応する窓口の設置 食品の安全性に関するパンフレットやリーフレットの幅広い配布 等も行っており、今後とも、広く国民との意思疎通を図ってまいります。
-------------	--	---

【第8 表示制度の適切な運用の確保等】

<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本的考え方」の中に、「食品の表示制度に関する懇談会中間取りまとめ」(平成14年8月20日公表)に記述されている食品表示制度の目的及び関係省庁がこの目的に沿って運用する旨を明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的事項は、食品安全基本法に基づく措置の実施に関するものであり、第8の記述も、食品表示制度が複数存在することを前提としつつ、食品の安全性の確保に焦点を当てたものとしているところでは、
<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択のための表示と食品の安全性に関する表示が混同されているように思う。例えば、日付(消費期限)表示、アレルギー関連表示、健康に悪影響を及ぼす可能性、ハザードが考えられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的事項の第8の1においては、食品表示制度が複数存在することを前提としつつ、食品の安全性の確保に焦点を当てて、「消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され、

	<p>バイオテクノロジーや食品照射など、特に食品の安全性にかかわる表示に焦点を当てた記述が必要。 さらに、健康に対する予防措置として、塩分・糖質・脂質等の栄養表示も望まれる。</p>	<p>かつ、食品の表示がわかりやすいものとなるよう、・・・」と記述しているところです。 栄養表示については、販売する食品に栄養表示をしようとするときは、熱量（エネルギー）のほか、たんぱく質、脂質、炭水化物（糖分）、ナトリウム（塩分）といった主要栄養成分の表示を行うことが既に健康増進法上義務付けられています。</p>
--	---	--

【第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等】

3	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発教材として、機関誌の定期的な発行を加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全性の確保について、国民の知識や理解を深めるため、ホームページや広報資料等を通じた情報提供を行うとともに、関係府省が連携しながら各地で意見交換会等を開催しているところです。 これらの取組を通じて国民への情報提供や意思疎通をより一層進めてまいります。
3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭とあるが、食品の安全性に関しては、農業生産、食品加工、食べ方、廃棄、環境等広範にわたるので、単なる栄養教諭ではなく食生活教諭ともいうべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭は、栄養という専門性を生かして食に関する指導や学校給食の管理を行うことを想定しており、御指摘のような内容も栄養教諭の職務に含まれるものと考えています。
3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 「総合学習の中で、食農教育への取組を強化し、学校給食の中でも地産地消の普及に努める」といった表現を入れてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間において、「食農教育」について一定の内容を扱い、また、学校給食の中で、「地産地消」について指導することについては、全国一律に強制することにはなじみませんが、学校給食の食材として、地域の産物を活用することは、食事内容の多様化や児童生徒に地域の産業や文化に関心を持たせる上でのよい教材になるという観点から意義深いことであり、政府としてもその推進を図っているところです。

【第10 環境に及ぼす影響の配慮】

	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質、廃棄物による汚染について十分に配慮するのではなく、それらの汚染のない生産・加工・流通を推進すべきであり、適正処理ではなく、汚染の出ない処理方法を推進すべきであり、生活環境という狭い範囲ではなく自然環境の保全を考えるべき。 	<p>1 事業活動を含めた様々な場面において化学物質による環境リスクを科学的に正しく評価し、それを低減させるための措置を講じていくべきことは、「環境基本計画」(平成12年12月22日閣議決定)に記述されているところであり、また、廃棄物の発生抑制については、「環境基本計画」に記述されているほか、循環型社会形成推進基本法の基本理念として規定され、「循環型社会形成推進基本計画」(平成15年3月14日閣議決定)にも記述</p>
--	---	---

されています。

2 「十分に配慮」するとは、御指摘のとおり環境リスクをできるだけ低減し、廃棄物の発生をできるだけ抑制するよう十分に配慮することを意味します。

3 また、「適正処理」とは、御指摘のとおり汚染の出ないように適正に処理を行うことを意味します。さらに、廃棄物は、日常生活や事業活動に伴って生ずるものであり、その適正処理は、まずは生活環境の保全を意図したものとなり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の目的にもそのように規定されていますが、このことは自然環境の保全にも寄与するものと考えています。